

 AI 中央事故收拾本部 (疾病管理本部、 農林畜産食品部)		報道資料 即時配布		
配布日		2017. 1. 4. / (計 3 枚)		
疾病管理本部 危機対応総括課	課長 /担当者	ホ・ジョンウ/ ジョン・ジエヒョク	電話	043-719-7190/7191
農林畜産食品部防疫管理課		キム・ヨンサン/イ・ドソク		044-201-2281
AI 국민, 농가, 정부가 힘을 모으면 충분히 극복할 수 있습니다				

子供、青少年が知っておくべき AI 予防の行動守則

—京畿道(キョンギド)抱川(ポチョン)市で斃死した猫、高病原性 AI 確診関連—

- 疾病管理本部・農林畜産食品部は、昨年 12 月 31 日に京畿道抱川市で斃死した猫を高病原性 AI (H5N6 型) と確診した後、一般国民、獣医師等のための AI 予防の行動規則遵守を発表した。
- 最近冬休みを迎えて、子供、青少年の野外活動が増加し、家でペットとの接触時間が増えることを勘案して、
 - 疾病管理本部・農林畜産食品部は、「子供・青少年 AI 予防行動守則」を添付の通り策定した。
 - AI が猫を通じて人に感染する可能性は低いですが、子供・青少年に基本的な予防守則をより強調するためのものだ。
- 同予防守則は、子供・青少年が野外活動をする際に遵守する事項、野生動物または、その死体に接触した場合の措置事項、家庭でのペット管理時に留意する事項を含んでおり、
 - 両親または、保護者が子供・青少年を指導して、野外で野生動物等との接触後、症状が発生した場合、措置する事項等を含んでいる。
- 疾病管理本部・農林畜産食品部は教育部、保健福祉部等、関係省庁および地方自治体等と同予防規則遵守広報のために、積極的に協力し、
 - 学校の冬休みを勘案して、TV、カードニュース等を活用して積極的に周知する計画だ。

<添付>子供・青少年 AI 予防行動守則

—子供・青少年 AI 予防の行動規則遵守—

- ①渡り鳥の飛来地や、鶏・鴨を育てる農家の訪問を自制してください
- ②飼い主がいない場合や、野外で会った鳥(鳥類)・猫・犬等の野生動物を触って撫でたり、餌を与えないでください。
- ③死んだ動物(鳥・猫・犬)は触らないでください。
- ④野生動物を触った場合には手で目・鼻・口を触らずに、直ちに石鹸で手を洗って、ご両親または、先生にその事実を伝えてください。
- ⑤自分の家で飼っている猫、犬が独自で家の外に出ないようにし、飼い主のない猫、犬と遊ばないようにしてください。
- ⑥自分の家で飼っている猫、犬を鶏・鴨農家が多い地域で散歩させず、死んだ動物を食べたり、近寄らないようにしてください。万一、自分の家で飼っている猫、犬が野生の鳥、または、死んだ鳥と接触した場合には、獣医師に問い合わせしてください。
- ⑦野生動物がいる野原、山、河川周辺、人が多いところに行ってきた後には石鹸を利用して 30 秒以上手をきれいに洗ってください。
- ⑧せきや風邪症状がある場合はマスクを使って、せき、くしゃみをする場合はティッシュや袖で口と鼻を覆ってください。
- ⑨両親または、保護者は子供・青少年が上記事項を遵守するように指導し、子供・青少年が死んだ野生動物と接触した後 10 日以内に発熱とせきや喉の痛みの症状が発生した場合には管轄地域保健所または、疾病管理本部コールセンター(1339)に連絡してください。

* AI 情報: 疾病管理本部ホームページ(<http://cdc.go.kr>)>疾病情報>鳥インフルエンザ

* 農林畜産食品部 AI・口蹄疫特別ホームページ: <http://www.nafra.go.kr/FMD-AI>

掲載URL :

http://www.mhwh.go.kr/front_new/al/sal_0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=1&CONT_SEQ=337991